

## 答申第40号

### 答 申

#### 1 審査会の結論

平成27年3月18日付けで異議申立人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成27年4月1日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

#### 2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

- (1) 異議申立人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成27年3月18日付けで「津市久居井戸山町字東興102番1、81番5、81番7、81番2、81番6の土地の北側道路との境界確定に関する一切の情報」について本件開示請求を行った。
- (2) 本件開示請求に対応する公文書として、実施機関は「①境界確認申請書 ②境界確定書の受理及び境界確認通知書の交付について（伺い）（H14-30） ③境界立会申請書 ④境界立会い結果について（報告） ⑤境界確定報告書（H22-176）」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 実施機関は、平成27年4月1日付けで開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
  - ア 開示しない部分  
個人の氏名及び業者名、住所、電話番号、印影、写真
  - イ 開示しない理由  
条例第7条第2号、第3号に該当するため
- (4) 異議申立人は、平成27年4月8日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

#### 3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

- (1) 本件決定は、非開示部分につき、開示しない理由がないにもかかわらず

らずなしたもので違法である。

- (2) 実施機関は、部分開示とした理由について「個人が境界立会申請書に、資料として添付した位置図（市販の住宅地図）であるが、申請書を市が受理した時点から市の公文書として取り扱っており、位置図に記載されている住宅の個人名は条例第7条第2号（個人情報）に該当すると判断し部分開示決定としたものである。」と説明しているが、位置図（市販の住宅地図）は、条例第7条第2号ただし書きアの「法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であって、個人情報の非該当情報である。
- (3) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会の平成24年7月24日の答申は、次のように判断して、市販の住宅地図の公開を命じた。

「当審査会が本件公図及び本件地図を見分したところ、本件監査請求の結果として公にされている住居表示と合致する情報であることが認められた。よって、本件公図は法務局にて何人でも閲覧できる情報であり、本件地図はインターネット上の地図情報や市販の住宅地図等に当たるものとして、一般に容易に閲覧入手できる情報であるといえる。また、本件公図及び本件地図には手書き等の記載があるが、本件監査結果において公表している情報との対比において、非開示とすべき特段の事情は認められない。したがって、本件公図及び本件地図については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められることから、本号ただし書きアに該当し、開示すべき情報であると判断した。」

#### 4 実施機関の不開示理由説明

個人が境界立会申請書に、資料として添付した位置図（市販の住宅地図）であるが、申請書を市が受理した時点から市の公文書として取り扱っており、位置図に記載されている住宅の個人名は条例第7条第2号（個人情報）に該当すると判断し部分開示決定としたものである。

#### 5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書の不開示とした個人の氏名及び業者名、住所、電話番号、印影、写真のうち、位置図に記載されている個人の氏名について争っている。

このことから、以下、本件処分の条例第7条第2号の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報を不開示とするものである。

(1) 異議申立人による口頭の意見陳述の内容

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定に基づき、異議申立人による口頭の意見陳述を聴した。

異議申立人によれば、境界確認申請の添付書類である位置図に記載されている個人名については、ゼンリンの地図は公の情報であり、また集合図に記載された個人名については、法務局の登記簿謄本、あるいはブルーマップで、突き合わせることで確認できる情報であり、位置図については公図に書き込みをし貼り合わせたもので、不動産登記簿謄本により確認できる情報であるので、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示されるべき情報であると主張する。

なお、異議申立人からは、本件処分により非開示となった部分のうち、特に位置図として添付されている住宅地図の個人の氏名について公開されるべきで、その他の部分については異議申し立てを取り下げる旨の申出があった。

(2) 実施機関による口頭の意見陳述の内容

一方、当審査会は、実施機関から提出のあった資料を見分した上で、実施機関による口頭の意見陳述を聴した。

実施機関によれば、本件公文書の位置図については、申請人が市販の住宅地図を使用し、申請しているものである。実施機関は、当該位置図を境界確認申請書の添付資料として受理しており、住宅地図単体としては取り扱ってはいないことから、申請書全体の個人の氏名等と同様の個人情報と捉え非開示とした。また公図については、地番は入っているが、地権者、所有者の氏名は記載されていないため、実施機関において登記簿謄本から突き合わせて記載したもので、実施機関が作成したものである。こうしたことから、申請に関する書類一式を、市の公文書という考え方から条例に照らし合わせ、氏名等の個人情報に関わる部分を不開示としたとのことで

あった。

### (3) 当審査会の判断

当審査会は、本件公文書の見分を行った上で、本件処分の妥当性について検討した。

本件公文書において、特に異議申立人が開示を求めている位置図として添付されている地図は、市販の住宅地図であり、実態として広く社会で入手が可能なものである。しかしながら、住宅の個人名まで記載された当該地図は民間の事業者が作成したもので、その使用目的も業務用での使用が多いことが想定され用途が限られたものであり、加えて何よりも、単に社会に広く流通しているというだけでは、ここにいう公の情報という要件を満たすには十分でないと考えられる。

そのため、当該資料における位置図については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とまでは言えず、境界確認申請書の一資料として実施機関に提出されたことから、実施機関が受理し、保有する公文書と一体的に扱われる情報となり、他の公文書と同様に、個人に関する情報を黒塗りし、非開示情報とした実施機関の判断は妥当である。

したがって、上記を踏まえると、当該公文書において不開示部分とした位置図における個人の氏名は、条例第7条第2号に該当すると言える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 4月27日	諮問書の受付
平成27年 7月 9日	諮問案件の審議並びに異議申立人及び実施機関からの口頭意見陳述
平成27年10月 5日	答申

### 津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	早 川 正 祐
委 員	山 川 久仁子